

吉備国際大学
国際環境経営学部研究紀要
第19号, 1 – 14, 2009

集団的行為の帰責の目的論的構成 —情報倫理学的知見からの著作権侵害事例に関する考察—

大谷 卓史

Who should be blamed in collective actions performed via the Internet?:
Analysis of “Karaoke Hori” from the Viewpoint of Information Ethics

Takushi OTANI

キーワード：情報倫理学、カラオケ法理、集合的行為の帰責、M Y U T A 事件

1. はじめに

コンピュータとネットワークを媒介にして、人びとが結びつくことによって、責任の所在が分かりにくくなるという指摘がある。多数の人びとが行為にかかわることで、誰に「落ち度」があるのか、またその行為において危害を加えようとする意図や注意義務の不履行が誰にあったのかなどのことがはっきりしない場合がある。いわゆる「多くの手 (many hands)」の問題である。

この問題を指摘するのに、情報倫理学でよく取り上げられる事例は、カナダの企業が開発した放射線治療機テラック25の事故である。オペレーターがコンピュータ制御の放射線治療機を操作して、患者に重大な被ばく事故を起こしたら、この行為の被害を因果的に引き起こしたのは、直接的にはこのオペレーターであるといえるかもしれない。しかしながら、この装置には深刻なソフトウェアのバグがあったうえ、ソフトウェアを過剰に信頼した設計者・開発者は、それ以前の機種にはあったハードウェア的に過

剰照射を検知する機構を取り除いてしまった。このソフトウェアのバグ自体はそれ以前の機種にもあったものだが、それまで深刻な事故が起きなかつたために、信頼性が保証されていると思われていたので、古くからの機種のソフトウェアが事故を起こした機種に再利用されていた¹。

このとき、誰が責任を負うべきなのだろうか？直接機械を操作したオペレーターだろうか？そもそもバグのあるソフトウェアを作成したプログラマだろうか？しかし、ソフトウェアのバグをチェックするプロセスは、通常そのソフトウェアを作成するプログラマとは独立に設けられている。バグをチェックすべき立場にあった技術者だろうか？それとも、そのようなバグがあることを見逃して、このソフトウェアの再利用を行い、ハードウェアのフルプルーフ機構を省略することを決定下した設計者だろうか？簡単には、議論は収束しないように見える。

江口は、レイモンド・ブファイアーにしたがって、原因追及を行うことが難しい集団的責任を考えるた

めには、集団を非難することで望ましくない帰結を避ける目的論的な責任解釈が行われることが多いと指摘する。上記のテラック25の事例のような集団的行為の帰責においては、「「誰に一番責任があるか」などを問うのではなく、むしろ、どのような目的のためにどのような責任を問うことが有効であるかという目的論的な枠組みが有効であると思われる。」と、江口は主張する²。

ここでいう目的論的な責任解釈は、法の目的論的解釈とは異なることに注意しよう。法律の条文解釈においては、法文の文言そのものに即して解釈する文理解釈や立法者の意図に立ち返る立法者意思解釈などと並び、解釈の価値基準を「法律の目的」に取る条文解釈の方法を法律の目的論的解釈という。この解釈は、「法規自体の目的・基本思想あるいは法規の適用対象である問題領域の要請などを考慮しつつ、それらに適合するように法規の意味内容を目的合理的に確定する解釈」で、現実の法律を解釈する際に中心的な役割をもつ解釈技法とされる³。

これに対して、本稿では、被害者の救済や不当な行為の予防という目的を考慮して、実用的に誰にどのような責任があるかを考察することを目的論的な帰責解釈と呼ぶ。法律の適用場面を離れて、多くの社会的場面において誰にどのような非難可能性があるのかを考える際に利用できる概念である。ただし、法律の目的論的解釈と目的論的な（倫理的）帰責解釈は無関係ではない。法の欠缺があったり、複雑な利益衡量を行わねばならない場合には、法的思考だけではなく、倫理的考察が呼び出される必要があり⁴、法律の目的論的解釈において、暗に目的論的な帰責解釈が利用される場面もあると考えられる。

しかしながら、確かに目的論的な帰責解釈は被害者の救済や不当な行為の予防のためには実用的に有望であるとはいえ、江口自身が指摘しているように、場合によっては恣意的な解釈が行われ、多くの事情を考慮するならば有責と結論するには酷な行為者が

責任を問われる可能性が十分にある。もちろん現実的には、無原則かつ浅慮な恣意的帰責が行われるよりも十分な倫理的衡量を巡らせたうえで、集団的責任について判断されることが通常であろう。とはいえ、恣意的な判断が下されるのを防ぐためには、目的論的解釈による帰責に何らかの限界を設けることが望ましいと思われる。とはいえ、仮想的な事例や一般的な状況を考えるだけでは、目的論的な帰責解釈に限界を設定するという課題に十分には回答できない。

本稿においては、著作権のいわゆる「間接侵害」事例において、その適用の限界が問題とされている「カラオケ法理」について、2007年にこの法理によって事業者に負担責任（liability-responsibility）が課せられた事例であるMYUTA事件を取り上げて、目的論的な帰責解釈の限界について考察を加える。

第2節において、著作権の間接侵害における「規範的な」著作権侵害主体の推定・探索がいかなる意味で、目的論的解釈による帰責に当たるのか解明する。ここでは、近年の法学研究にしたがって間接侵害の紛争類型を示して、カラオケ法理がどのような位置にあるのかを示す。第3節でカラオケ法理をめぐる近年の法学者による論争をまとめ、次のことを示す。まず著作権が禁止権であることから著作権侵害事例における帰責が特殊な構造をもつとともに、カラオケ法理が目的論的構造を有することを指摘する。さらに、著作権の間接侵害事例においてはカラオケ法理を便利な判断基準として利用されているものの、暗黙的前提を明確にしないことから、その適用が恣意的なものになりかねないことに注意を向ける。第3節では、MYUTA事件の概要を示して、その論点を明快にする。最後に、第4節では、以上の議論を基礎とし目的論的な帰責解釈のもとで、MYUTA事件をどのように理解すべきか指針を示す。第5節で、簡単な結論を要約する。本稿では、法学研究の成果を利用するものの、あくまでも倫理学・情

報倫理学における問題枠組みの中で議論を進める。したがって、「カラオケ法理」や個別事例における法解釈に影響を与えることを直接意図しているわけではないことを述べておく⁵。

2. 著作権の間接侵害における帰責の目的論的構成 ——「カラオケ法理」の場合

著作権法の分野では、いわゆる「間接侵害」の事例において、多数の人びとが著作権侵害行為にかかわるとともに、その行為の負担責任の帰責について問題となることがある。著作権の間接侵害の事例では、直接的・物理的には著作権侵害行為を行っていないとしても、直接侵害行為を行う者に手段（道具や場所・機会、サービス等）を提供して加担する者にいかなる責任を問えるかが問われることとなる。

1) カラオケ法理

「カラオケ法理」とは、クラブ・キャツツアイ事件（最高裁判決昭和63年3月15日）で示された判断で、著作物の利用者による直接の侵害行為がなくても、そこに間接侵害者による著作物の利用行為に対する「管理・支配性」と著作物利用から利益を得る目的（利益性・図利性）があれば、場所・機会を提供した主体が著作権侵害主体とみなされ、著作権侵害の責任が生じるという法理である。

この事件においては、著作権使用料を支払わないカラオケ・スナックの営業について、カラオケテープの再生とそれに基づく客の歌唱が演奏権（著作権法22条、以下とくに断りのない条文は著作権法より）侵害に当たるかが争われた。当時は著作権法附則14条によって、経過措置として当面はダンスホールなどにおける演奏やテープ類の再生は演奏権が及ばないものとされていた。一方、客の歌唱は第38条第1項によって、非営利かつ演奏料が支払われないから、著作権は制限される。

そこで、裁判所は、客による歌唱は、「著作権法上の規律の観点からはY（上告人であるカラオケ・ス

ナック経営者）らによる歌唱と同視しうる」として、著作権侵害の主体は客ではなくカラオケ・スナックの経営者であると判断し、この経営者に著作権侵害の損害賠償を命じた。その理由は第一に、カラオケ・スナックの客は、経営者が設置したカラオケテープの範囲内で選曲して、店の従業員による検査を通じて歌唱するという事実から、客の歌唱に対するカラオケ・スナック経営者には「管理・支配性」があると認めたためである。さらに、カラオケ・スナック経営者はこれをを利用してカラオケ・スナックとしての雰囲気を醸成して集客し、営業上の利益を増大させようと意図していたと認め、客の歌唱による経営者の「利益性」を認容した。「管理・支配性」と「利益性」によって、直接著作物を利用している客ではなくて、カラオケ・スナックの経営者を規範的に著作権侵害の主体と認めるこの判決において、いわゆる「カラオケ法理」が登場した。

このカラオケ法理は、雇用関係によって自己の支配下にある楽団に演奏をさせていたキャバレーの経営主体に著作権侵害の主体性を認めた「手足論」の拡張とされる。ここでは、演奏曲目の選定が自由に支配できること（管理・主体性）、演奏によって多大の効果と収益を上げていること（利益性）によって、楽団を雇用するキャバレー経営者が著作物の利用主体であるとされ、直接の利用主体であるとされた（名古屋高裁判決昭和35年4月27日中部観光事件）。

しかし、手足論においては、雇用関係によって緊密な管理・支配関係があると言えるものの、カラオケ法理においては、客と店との間にはそれほどの支配従属関係がない。したがって、カラオケ法理は擬制的性格があまりにも強くて、相当ではないとの批判が当初からあった（伊藤正巳裁判官の補足意見）また、直接の著作物の利用行為である客の歌唱そのものは著作権法上適法であるにもかかわらず、間接侵害者に侵害行為主体性を肯定する理論であることも注目される。どこまで範囲を広げられるか明確な

定めがないかぎり、きわめて恣意的な適用が行われる危険性を常にはらんでいる。

クラブ・キャッツアイ事件におけるカラオケ法理の導入経緯から明らかなように、カラオケ法理は、被害者救済と被害のさらなる拡大予防を目的として帰責を行う目的論的構成を有している。カラオケ法理は、カラオケにおける著作物利用が第38条第1項と附則14条のはざまに落ちてしまったことで、著作権者の救済がなされないことを問題として、規範的な著作権侵害主体を推定する苦肉の策が取られたものである。その意味で、カラオケ法理は、著作権侵害が大規模に行われて経済的不利益が明らか見える状況にもかかわらず、多数の手がかかるとともに、著作権が禁止権であるという前提があるもとで、法の欠缺に陥ってしまった著作権者の救済と被害拡大の防止という性質の強い法理論であることがわかる。

その後、平成11年に附則第14条が廃止され、上映権（第22条の2）が映画の著作物以外にも認められることで、カラオケの音楽と字幕の利用について著作権が及ぶことが確実となったので、カラオケの利用に関してカラオケ法理はすでに不要となっている⁶。

2) カラオケ法理の拡張

むしろカラオケ法理は、情報通信ネットワークを媒介とする著作物の利用行為による著作権者の経済的不利益の救済と被害拡大の防止を目的として、拡張されて利用されるようになっている。吉田克己の著作権の間接侵害紛争の類型でいえば、システム提供型と呼ばれるケースで、拡張されたカラオケ法理が適用されて、著作権者などの権利者の救済や被害拡大の防止が行われてきた。

著作権の私的複製が許容されているのは、私的複製が零細で散発的に行われることを前提として、著作者・著作権者に経済的不利益を与える程度が少ないと考えられるうえ、私的複製の事実を把握しようとすれば多大なコストがかかると考えられているからである。

しかし、インターネットなどの情報通信ネットワークを使って、利用者が著作物を私的複製することができるシステムを構築して提供した場合、個別の利用者の著作物の私的複製は適法だとしても、システムを媒介として大量に行われる可能性がある。システムに媒介された零細な私的複製行為が集積している場合、規定がないのだから適法と考えるべきか、それとも場合によっては違法になると考えるべきかが問題となる。

いわゆるハイブリッド型のP2Pファイル共有ソフトを提供する企業に対して、音楽著作権管理団体の損害賠償請求と差止請求が認められた事例（ファイルローグ事件。東京地裁判決平成14年4月9日、東京地裁判決平成14年4月11日）では、クライアントソフトをインストールした後は利用者の自由意思によって送信可能化行為が行われているから、利用者の行為への債務者の支配・管理性はないと、債務者である同企業は主張した。しかしながら、判決では、利用者の著作物の利用行為に不可欠なシステムを構築し、システムの主要部分を支配・管理しているのが債務者であるという事実を示したうえで、債務者がこのサービスによってビジネスを行おうとした利益性を指摘して、債務者の負担責任を認めることとなった。つまり、システムの構築・提供者が、規範的な著作権侵害主体と認定されたわけである。

この事例では、カラオケ法理に類似した判断枠組みが利用されているが、利用者の行為の支配・管理から、システムの支配・管理性に判断の視点が移っていることに大きな差異がある。このように、システム支配・管理性と利益性に注目して間接侵害の有無とその負担責任を判断する枠組みは、カラオケ法理の拡張適用などと呼ばれることがある。

録画ネット事件（東京地裁判決平成16年10月7日、知財高裁判決平成17年11月15日）においては、日本国内で放送されるテレビ番組をテレビパソコンに録画蓄積して、インターネットでそのデータを転送し

て海外でも見られるようにした事業者について、放送局の著作権隣接権侵害の主体であると裁判所は認めた。この事例においては、テレビパソコンを利用者が購入させて事業者が集中管理する形式を取って、システムの中核であるテレビパソコンの所有者は利用者で、自由意思によってチャンネルを選択して録画を行うから、著作物の利用主体は利用者個人だと債務者（事業者）は主張した。しかしながら、利用者にテレビパソコンの選択の余地がないことや、利用者は認証システムでの認証を受けないと自分のパソコンにアクセスできないこと、サービス解約時のテレビパソコンの処分方法が特殊であること、利用者の個別相談に応えてサポートを行っていることなどの事実を指摘して、裁判所は債務者によるシステムの支配・管理性と利益性を認めて、著作物利用主体は債務者であると判断した。放送局のサービスの差止請求が認容されたことで、テレビパソコンのハウジング（業者への管理委託）による現在録画ネットサービスは提供されていない。

録画ネットと類似したサービスでありながら、適法と判断されたサービスもある。まねきTV事件（東京地裁判決平成18年8月4日、知財高裁判決平成20年12月15日）においては、ソニー株式会社の商品名「ロケーションフリーテレビ」のベースステーションを事業所で預かるサービスを提供した事業者が、著作権者（放送局）の送信可能化権侵害に問われ、サービスの差止め請求が行われたものの、請求が棄却された。

ロケーションフリーテレビは、アンテナに接続されたベースステーションと呼ばれる装置を介して、テレビ番組をリアルタイムでデジタルデータ（MPEG2もしくはMPEG4形式）化してインターネットを介して、パソコンや専用モニタに送信するというしくみである。「まねきTV」という名称のサービスを提供する事業者は、海外に居住する利用者向けに利用者の所有するベースステーションを事業所で

預かるサービスを提供している。

放送局は、このサービスが著作権（送信可能化権）侵害に当たると提訴したが、東京地裁は、送信主体は利用者であると判断した。ベースステーションの所有者は利用者得あるから債務者（まねきTVの事業者）はシステムの所有権をもたない。また、ベースステーションは1対1の送信を行うだけでシステム全体を1つの装置とみなすこともできない。利用者の認証なども行わないから、債務者の送信プロセスへの介入も存在しない。したがって、債務者によるシステムの支配・管理性は認められない。この事例では、事業者がシステムを構築して送信行為を可能にしたと評価できないし、著作物の送信を行う装置も自動公衆送信装置とは認め難いものである。この装置の所有権も事業者にはない。その結果として、送信主体は利用者であると評価されたのである。

3) まとめ

本来のカラオケ法理においては、利用者の行為の支配管理性と利益が「規範的」利用主体の推定に重要な要素であった。しかし、平成11年著作権法改正に伴って、カラオケにおける演奏権侵害事例においては不要の法理論となった。それに対して、システム提供型とされる紛争事例でカラオケ法理は拡張されて再生し、システムの支配管理性と利益によって「規範的」利用主体の推定が行われてきた。

ここで「規範的」と呼ばれるのは、著作物の直接の利用行為が適法であっても、全体状況をみた場合に、著作権者などに大きな経済的不利益が与えられると考えられる場合に、著作権侵害行為による被害回復や被害拡大の防止という目的のもとで、負担責任の主体を目的論的に決定する手続きが含まれるからである。したがって、システム提供型の紛争事例におけるカラオケ法理の拡張適用は、目的論的な帰責解釈の一例と考えることができる。ここでは、支配管理性と利益が重要な判断の視点とされてきたことを確認しよう。

3. MYUTA事件の概要と争点

1) MYUTA事件の概要

MYUTA事件とは、概略次のような事例である⁷。株式会社イメージシティ（以下、イメージシティ社）は、「MYUTA」と呼ばれるサービスの提供を予定し、2005年11月、その機能限定版の試用サービスを開始した。MYUTAの試用サービスを利用すると、ユーザーはパソコンで音楽CDなどの音源からauの対応携帯電話で聞くことができる「着うた」と呼ばれるデータを作成して、同社のサーバーを介して、このデータを携帯電話にダウンロードすることができる。試用サービスは無料だが、本サービス稼働後は有料となる予定だった⁸。

2006年2月1日付で音楽著作権管理協会（JASRAC）がサービスの差し止めを依頼する文書を同社に対して送付し、その後両者はサービスをめぐって話し合いを続けていた。これに対して、同社は、4月にサービスを停止、サーバーから利用者のデータを消去したうえで、5月、JASRACを相手取って、差し止める請求権がないことを確認する訴訟（著作権侵害差止請求権不存在確認請求訴訟）を提起した。この裁判の中で、被告JASRACが本件サービスについて、

原告は管理著作物の複製権と公衆送信権を侵害したのに対して、原告イメージシティ社は、管理著作物の複製は認めるものの、行為主体はユーザーであり、サービスは公衆送信に当たらないと主張した⁹。

東京地裁の判決文に示されたサービスの概要によれば、原告は、「MYUTA専用MUSIC UPLOADER」（以下、「本件ユーザーソフト」）を配布し、ユーザーは、本件ユーザーソフトを用いて、自己のパソコンで携帯電話用ファイルに圧縮して、インターネットを経由して原告の運営する「MYUTAサーバー」のストレージにアップロードして蔵置する。これを任意の時期に自己の携帯電話にダウンロードできる。MYUTAサービスの基本構成は、図1のとおりである¹⁰。

ユーザーは、CDをユーザーのパソコンにセットして、一般のソフトを利用して、MP3または、WMAファイルを作成する（最初から、これらのファイルを用意してもよい）（図1①）。ユーザーのパソコンにおいて、本件ユーザーソフトを用いて上記ファイルをAVIファイルに変換し、蔵置されて複製される（図1②）。次に、本件ユーザーソフトを用いて、AVIファイルが3G2ファイルに変換され、蔵置さ

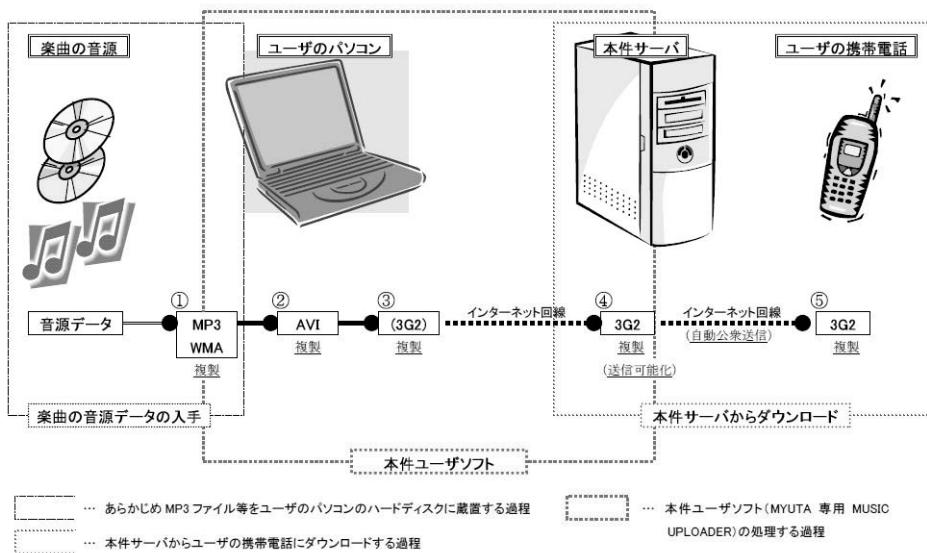


図1 MYUTAの基本構成と音楽著作物の利用（判決文の別紙より）

れて複製される（図1③）。その後、インターネット回線で本件サーバーにアップロードされる。その完了時にユーザーのパソコン上の3G2ファイルは消去される（図1③、④）。本件サーバーにおいて、3G2ファイルが蔵置・複製される（図1④）。ユーザーの携帯電話において、3G2ファイルがサーバーからインターネット回線でダウンロードされ、蔵置・複製される（図1⑤）¹¹。

本件ユーザーソフトを作動させるには、ユーザーはパソコンをインターネット接続したうえで、本件サーバーにログインして認証を受けなければならぬ。本件サーバーにアクセスするパソコンと携帯電話には、初回設定時にユーザーにはわからない形でアクセス用IDが割り振られている。音源データのアップロード時にはパスワードとアクセス用IDで認証され、本件サーバー上の各ユーザー専用のフォルダにアクセスできるようになる。ユーザーはこのフォルダに音源データをアップロードする。携帯電話からデータをダウンロードするときも、登録されたユーザー本人の携帯電話のアクセス用IDとパスワードによる認証が行われる。したがって、パスワードとアクセス用IDによって、ユーザーのパソコンと本件サーバーのストレージ領域（フォルダ）、ユーザーの携帯電話が紐づけされ、ほかの機器からの接続は許可されない¹²。

また、本判決では触れられていないものの、原告の代理人が主要な取材源と推測される雑誌記事によると、パソコンに蔵置された音源データが本件サーバーに送信されるとパソコン上の音源データが消去され、本件サーバーから携帯電話に送信された場合にも、サーバー上のストレージ領域にあった音源データは消去されるという¹³。

2) MYUTA事件の争点

この裁判の争点は下記の2点にまとめられる。

争点1 MYUTAのサーバー、ユーザーの携帯電話、

パソコンにおける音楽ファイルの複製の行為主体は誰か？

-被告（JASRAC）の主張 サーバーにおける複製行為の主体は、イメージシティ社。携帯電話・パソコンでは、少なくとも同社が共同行為主体。

-原告（イメージシティ社）の主張 ユーザーが行為主体であって、同社のサーバーを外付けハードディスクもしくは貸金庫のように使用しているだけ。したがって、MYUTAによる複製は、著作権が制限される「私的使用のための複製」である。

争点2 MYUTAは、不特定多数に対する自動公衆送信状態にあったか？

-被告の主張 イメージシティ社は、不特定多数に対する自動公衆送信状態に置いた。したがって、公衆送信権の侵害である。

-原告の主張 音源データファイルにはユーザーしかアクセスできないので、公衆送信権侵害には当たらない。

2007年5月、東京地裁はMYUTAの複製権侵害と公衆送信権侵害を認め、原告の訴えを退けた。裁判所はそれぞれの争点に次のような判断を下した。まず、争点1に関しては、原告が複製の行為主体であると認めた。複製行為がサービスのきわめて重要なプロセスであって、原告が複製を行うようにソフトとサーバーをシステム設計し、専ら原告の管理下にあるサーバーで複製行為が行われることが、その理由である。

一方、争点2に関しては、①送信行為が専ら原告の管理下にあるサーバーにおいて行われることから送信主体は被告である。②会員登録をするユーザーをあらかじめ選択・選別することはないので、利用者は不特定の者であって、その求めに応じて送信が自動的に行われることから、自動公衆送信である。このように、判断された。

結局、イメージシティ社は音楽携帯（デジタルオーディオプレイヤー類似の機能を搭載し、着うたや着信メロディとは別に音楽の再生機能を提供する携帯電話端末およびそれを利用したサービス）が普及したことでビジネスチャンスを逸したと判断して、控訴を断念した¹⁴。

4. MYUTA事件に見るカラオケ法理の限界

MYUTA事件については、さまざまな批判が寄せられた。IT業界周辺では、裁判長の個性に基づく判断だとする極端な意見もあったものの、すでに第2節で示したように、カラオケ法理とそのインターネット媒介のサービスへの拡張の経緯を考えると、判例法理の積み重ねに基づいたものであることは明らかである¹⁵。

しかしながら、本件に対してカラオケ法理を拡張して適用することには、法学者からも疑問や批判が示されている。以下では本事例における拡張されたカラオケ法理の適用とカラオケ法理の拡張適用そのものに関する典型的な批判を検討したうえで、本事件においてなぜMYUTAの提供会社が責任を負わなければならないか、そしてもし責任を負うならばどこまで責任を負うべきなのかを考察する。

1) MYUTA事件判決への批判の検討

第一の批判は、この判決ではストレージサービス一般の提供者が著作権侵害主体となりかねないというものである。山神清和は、本件サービスに見られるユーザーソフトの提供も、アップロード／ダウンロードを効率化するソフトを使用するストレージサービスも存在すると指摘し、「このように考えると、本件サービスと一般的ストレージサービスを区別することができないだろう」とする¹⁶。また、北村は、このような判決が、ストレージサービスを活用する新事業への委縮効果ももつと指摘する¹⁷。

しかしながら、北岡弘章も指摘するように、本判

決においては、「本件サーバにおける複製は、音源データのバックアップなどとして、ファイルを単に保存すること自体に意味があるのでなく、原告の提供する本件サービスの手順の一環として、最終的な携帯電話での音源データの利用に向けたものであり」と述べて、ストレージサービスをその違法性の範囲から除外している¹⁸。したがって、この判決がインターネット・ストレージサービス全般に影響があるとするのは誤りだろう。

第二の批判は、ユーザーは本サービスを使用して、私的複製を行っているに過ぎないとするものである。山神は、市販CD等の楽曲を私的に複製することは著作権法で許されているし、中間的に本件サーバに蓄積することは、音源データをポータブルオーディオプレイヤーに転送することと行為の中身は大差ないとする¹⁹。しかし、すでに見たように、カラオケ法理が適用できるかどうかは、従来の判例によれば、直接の著作物利用者の行為が私的複製であって適法であるかどうかにはかかわらない。この指摘は、インターネット媒介の著作物利用サービスにカラオケ法理の拡張適用をすでに認めてしまった場合には、カラオケ法理そのものを否定するのにはいささか力が足りないように思われる。

第三の批判は、著作権侵害行為抑止の仕組みが侵害主体性を肯定する方向に考慮されるのはおかしいというものである²⁰。認証サーバーや専用ソフトの提供も、きまつたパソコン・携帯電話からしかアクセスできないようにするためである。また、直接侵害行為を発生させないためのセキュリティ機能が侵害主体性を肯定する方向に考慮されるのもおかしいと、山神や北岡は主張する²¹。さらに、北村は、特定の領域に特定ユーザーしかアクセスできない本件サーバは、「公衆の用に供する複製機器」でもなく、同サーバから携帯電話への送信は「公衆送信」に当たらないとする²²。

確かに、この批判はかなり説得力がある。インタ

一ネットなどの情報通信ネットワーク媒介の著作物サービスにカラオケ法理を拡張適用するならば、著作者や著作権者などの経済的不利益を防止するために著作権侵害行為を防ぐセキュリティ機能を実装して、それを厳重にすればするほど支配・管理性が増し、カラオケ法理の拡張適用を免れないという逆説めいた帰結が免れることを示唆しているからである。

これまでの判例を見ると、支配・管理性の要件がある限り、①利用者自身が購入して形式上・実質上所有し、②利用者のみに対して著作物データの送信を行う機器のハウジングであって、③その機器がほかの機器や事業者が管理する情報通信システムから独立して動作するというサービスでない限り、事業者は著作物の公衆送信の（規範的）主体とはみなされる危険性がある²³。北岡は、インターネット・ストレージのようなタイプのインターネット・ビジネスの発展によって機器の所有とその利用が分離しつつある現在、支配・管理性の要件の判断基準として機器の所有に着目する拡張されたカラオケ法理は不合理であると主張している²⁴。

さらに、北岡は、本件サービスを違法と見る規範意識が存在しないから、「行為主体探索手法」は使えないとも批判する。なぜならば、著作者の経済的権利が損なわれるとは思われないからだと、彼は主張する²⁵。確かに、第2節において検討したように、カラオケ法理は目的論的解釈による帰責であることから、経済的不利益が存在しないところで、カラオケ法理を拡張適用することには、一見したところ確かに無理があるようと思われる。

2) カラオケ法理の限界

一方では、カラオケ法理の拡張適用について、近年再検討を促す意見も強まっている。そもそもクラブ・キャツツアイ事件は一般的に適用されることを想定したものではない²⁶。事実、すでに指摘したよう

に、カラオケ法理は、法の欠缺に落ち込んだ被害者を救済し、被害の拡大を緊急避難的に防ぐためにアドホックに導入された法理論という性格をもち、附則14条の廃止とすべての著作物に上映権が及ぶとした著作権法改正によって、カラオケの著作物利用における著作権侵害事例での被害者救済・被害拡大の防止は十分に可能となっている。

また、クラブ・キャツツアイ事件では、著作権法のもとでの差止請求（第112条）は認めず、共同不法行為による損害賠償請求を認めたに過ぎないから、差止請求の根拠としてカラオケ法理を使うことに疑問を呈する学者もいる。第121条1項では、「著作権・・・を侵害する者又は侵害するおそれのある者」に対して差し止め請求権を認めるが、間接侵害者も直接侵害者を「著作権を侵害する者」に該当すると法的に評価できるかどうかが、法解釈学上の問題となる。しかしながら、著作権とは、著作権法に規定された特定の行為の禁止権であると考える通説の立場から言えば、著作権の間接侵害によって著しい経済的不利益を与えたとしても、直接の侵害行為を行ったわけではない間接侵害者に賠償請求は行い得たとしても、主体の行為自由を制限する差し止め請求を行えない場合もあるのではないかとする指摘²⁷に加えて、本来著作権の支分権にはない権利を著作権者に与えるまで著作権が拡張されるのではないかという懸念もある²⁸。

さらに、カラオケ法理がとめどなく拡張されて、一般化され、社会的に違法性の認識がない多くのサービスにおいても、同様の法理により利用行為主体性が肯定される可能性があるという指摘もある。カラオケ法理がインターネット経由の著作物利用を提供するサービスに拡張適用された最初の例はファイルローグ事件判決だが、この判断を受けて、検索エンジンも著作権侵害の主体性を認容される可能性も指摘されている。検索エンジンはP2Pファイル共有ソフトと同様にインターネットからファイルを検索

して提供するものであって（支配・管理性）、広告によって利益を得ようとしている（利益性）から、カラオケ法理の要件を満たす。そうすると、そのファイルが違法な複製物であったとき、検索エンジンは著作権侵害の主体となるだろうか²⁹。

このように検討してみると、拡張されたカラオケ法理そのものの再検討を促す見解には確かにうなづかされる点が少なくないし、拡張されたカラオケ法理によって差止請求まで認めることができるかどうか、どのようなサービスに適用してよいかなどに関しては、やはりどこかで歯止めがなければならぬようと思われる。

3) MYUTA事件における拡張カラオケ法理の限界

本稿においては、法理論的な問題は置いて、情報倫理学的な著作権の分析から考えて、拡張カラオケ法理の限界がどこにあるのか考察を加える。情報倫理学的な考察によれば、著作権をはじめとする知的財産権は、経済的利益追求のための余地を設けて、著作物市場の秩序を維持することで、創作者やその関係者たちのインセンティブ喪失を防ぐ目的で設定された政策的な配慮であるとされる。創作者以外の者による知的財産に対するフリーライドを防ぐことが重要な目的であるから、経済権を保護する知的財産権法は不正競争防止法的な性格を有することに注意しよう³⁰。

MYUTAは、多くの論者が言うようにインターネット・ストレージに類するサービスではなく、むしろ着うたや着うたフルの配信サービスに酷似していた。着うたや着うたフルの配信サービスは、事業者が音源から作成した着うたなどを携帯電話に配信して、利用者からその対価の支払いを受けるのに対して、MYUTAは利用者が音源を使って着うたなどを作成してダウンロードすること、すなわち複製行為から対価を受けようとしていたことに注目すべきである。利用者が手元の音楽CDからパソコンを使

って着うたなどを作成するソフトウェアや装置は販売されているが、利用者がこれを利用する場合、その開発者・販売者は著作物の複製行為そのものから対価を得ているわけではないことに注意しよう。また、東京地裁の判決文も指摘するように、着うたなどの作成と携帯電話へのダウンロードは一体化していて、自由に様々なデータをアップロード・ダウンロードできるインターネット・ストレージには似ていない。

したがって、MYUTAは月極め料金で着うたなどをダウンロードし放題という着うたや着うたフル配信サービスと類似のサービスであって、正規の着うたなどの配信事業者が著作権使用料を支払ったうえで著作物を利用していることを考えれば、MYUTAの事業者にも著作権使用料を払う義務があっただろう。MYUTAがデータをアップロードしてダウンロードするだけというインターネット・ストレージ・サービスだったと主張することは、同サービスの違法性を阻却しようとするレトリック上の意義しか持たないように思われる。

確かに、自分自身が所有している音楽CDに収録されている歌曲について、あらためて着うたや着うたフルでダウンロードして携帯電話で音楽を聴かなければならないことに、利用者が不満を抱くのは当然なように思われる。しかしながら、現在の著作権法が著作者などに複製をコントロールする権利を認め、現在の市場秩序がこの著作権法によって維持されていることを考慮すれば、健全な市場競争のためにも、MYUTAに類似するサービスにおいては、事業者は著作者などに対して著作物の使用料を支払うべきと考える。

システムの構成・役割および著作物の利用様態から見て、利用者に著作物の複製行為を行わせて、著作物利用のフリーライドを行っていると判断される事業者に対しては、著作権の重要な役割である市場秩序維持という目的から、著作権使用料の支払いお

より損賠請求を行えると、本稿では主張する。ここに、拡張されたカラオケ法理の適用限界があると考える。

5. まとめ

したがって、MYUTAの事例に限らず、システムの構成・役割および著作物の利用様態から見て、利用者に著作物を複製させることで、著作物利用のフリーライドを行う事業者に対しては、現在の著作権法制度のもとでは著作権使用料の支払いと賠償を請求することができると考える。ただし、すでに見えたように、実定法上の規定がないにもかかわらず、「規範的」主体に対して、被害拡大の防止という観点のみで行為自由を制限し、経済活動を制約しかねない差止請求を認めるかどうかは議論の余地があるだろう。その意味では、拡張されたカラオケ法理の再検討が必要とされる。

上記の分析から、目的論的解釈による帰責においては、被害拡大の防止のような短期的な目的からのみその帰責を正当化するだけでは不十分であって、行為の様態を分析し、その行為がいかなる意味で違法性や有責性を有するかを考慮することが示唆されていると考える。つまり、純粋に目的論的解釈による帰責は議論の余地を残し、行為そのものの分析が要求されると本稿は主張する。

【注】

- この事例は、アイバース・ピーターソン『殺人バグを追え』(伊豆原弓訳) (日経BP社、1997年) 42-70頁 (原著: Ivars Peterson, Fatal Defect: Chasing Killer Computer Bug, (New York: Times Books, 1995)) で紹介されている。日本語文献では、水谷雅彦『情報の倫理学』(丸善、2003年) 9-12頁や、江口聰「コンピュータと集団の責任」『岩波応用倫理学講義 3 情報』(岩波書店、2006年) 106-123頁で取り上げられている。

- 江口、前掲論文。
- 佐藤幸治・鈴木成嗣・田中成明・前田達明『法律学入門[補訂版]』(有斐閣、2001年) 242頁。
- 土屋俊「日本国著作権法第31条の倫理的位相」「情報倫理の構築」プロジェクト『情報倫理学研究資料集III』(2001年) 41-46頁。
- 本学大学院知的財産学研究科の久々湊伸一教授が、本MYUTA事件について評釁を準備されていると、教授ご本人から聞き及んでいる。筆者の見解について、久々湊教授に説明を差し上げたところ、いくつかの評釁や記事をご紹介いただいた。記して感謝したい。なお、本稿は、ファイルロゴ事件の判決とカラオケ法理の拡張に関する考察に関しては、2006年度の本学における講義「インターネットと著作権」のスライドを下敷きとしており、MYUTA事件における技術のレトリック問題に関する考察は、2008年4月発行の拙著『アウト・オブ・コントロール——ネット上の情報共有・セキュリティ・匿名性』を執筆する中で紙幅の制約から割愛した原稿を拡充したものである。
- 上野達弘「いわゆる『カラオケ法理』の再検討」『紋谷暢男教授古稀記念 知的財産法と競争法の現代的展開』(発明協会、2006年) 781-799頁。
- 東京地裁判決19・5・25。『判例時報』1979号、100-114頁。なお、本判決は、最高裁判所ホームページの判例データベースからダウンロード可能である。
- 同所。
- 同100-101頁。
- 同106頁。
- 同記事各所。
- 同107-108頁。
- 「音楽携帯自由化」を扼殺した女判事 携帯ストレージに、あっと驚く「カラオケ法理」適用。音楽著作権協会ばかりが高笑い。』『ザ・ファクタ』2007年8月号。
- 北村行夫「ストレージ・サービスを著作権侵害と認定—「MYUTA」事件判決ー」『コピライト』2007年11月、28-35.
- 北岡弘章「イメージシティ判決（3）オーソドックス

- な判決だが適用範囲には疑問も」『ITPro』2007年7月20日 (<http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/COLUMN/20070717/277599/?ST=management>)。
16. 山神清和「CD等の楽曲を自己の携帯電話で聴くことのできる『MY UTA』という名称のサービスの提供が、音楽著作物の著作権者の複製権及び自動公衆送信権を侵害するとされた事例——MY UTA事件判決」『判例評論』591号、39-43頁。
17. 北村、前掲論文
18. 北岡弘章「イメージシティ判決（2）争点は複製行為と自動公衆送信の主体」『ITPro』2007年7月6日 (<http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/COLUMN/20070629/276221/?ST=management>)。
19. 山神、前掲論文。
20. 山神、前掲論文、および北岡、前掲記事。
21. 山神、同所。
22. 北村、前掲論文。
23. まねきTV仮処分請求事件（東京地裁平成18年8月4日仮処分決定、知財高裁平成18年12月22日）、まねきTV差止請求事件（東京地裁6月20日判決、知財高裁平成20年12月15日判決）、およびロクラクII事件控訴審判決（知財高裁平成21年1月27日判決）においては、放送のデジタル録画を行い、その所有者である利用者のみに対してそのデータの送信を行う機器を購入者から預かる二つのサービスについて、支配・管理性の要件を満たさず、複製主体は利用者自身であるうえ、利用者に対してのみ送信を行うから公衆送信にも当たらないと判断している。
24. 北村、前掲論文。
25. 同所。
26. 上野、前掲論文。
27. 上野達弘「侵害帮助者に対する差止請求と著作権法112条の類推適用」『知財管理』Vol.56, No.8 (2006年) 1215-1233.
28. 今村哲也「CD等の楽曲を自己の携帯電話にダウンロードできるようにすること等を内容としたストレージサービスの提供が著作権者の複製権および自動公衆送信権を侵害するとされた事例」『TKCローライブライ
- ー』(LEX/DB文献番号 28131298)
29. 平嶋竜太「ファイルローグ仮処分事件」『判例評論』526号、33-48頁。
30. 大谷、前掲書120-135頁。

Abstract

Some moral philosophers recommend the use of ad hoc teleological responsibility attribution to compensate victims for harm and to prevent future harm when we attribute responsibility for collective actions such as computer- or Internet-mediated actions, because the “many hands” problem complicates situations and delays the relief of victims and the prevention of future harm. In this article, however, exploring “Karaoke Hori” cases clarified that we should analyze the method and form of the collective action of using copyrighted works, as well as the harm's consequences and attribution, when we try to apply teleological responsibility attribution to copyright infringement cases.

“Karaoke Hori” is a legal principle that has been used in indirect copyright infringement cases. During the 1970s and 1980s in Japan, copyright holders of songs couldn't earn royalties for the use of their works in Karaoke bars because article 38 of the Japanese copyright law permits individuals to publicly perform copyrighted works “for nonprofit purposes and without charging fees”; and article 14 of the law's supplementary provisions allowed owners and managers of restaurants or cafes to use works for the background music until the end of the 1990s without paying a fee for them. Because this situation is unfair to copyright holders, the Japanese Supreme Courts devised a legal principle called “Karaoke Hori” to protect copyright holders from this legal deficiency. Because article 14 of the supplementary provisions was banned in 1999, the “Karaoke Hori” became useless in the situations for which it was originally intended.

Since then, “Karaoke Hori” has been expanded and applied to Internet-mediated indirect infringement cases, when some providers give their users some software or services, such as P2P file sharing software, to copy or use copyrighted works. While admitting that some kind of relief measures are needed to address copyrighted works' exploitation on the Internet, jurists have disputed the relevance of applying “Karaoke Hori” to Internet-mediated indirect infringement cases because it was originally an ad hoc measure to help copyright holders, and because the limits of its expansion have not yet been clearly set. In this article we propose that, when trying to apply this legal principle, we should analyze the method and form of the collective action of using copyrighted works; and should clarify whether the service provider gained unjust profit by using the works freely.

Key words : information ethics, “Karaoke Hori”(a legal principle called as “Karaoke Hori”), responsibility attribution of collective action, MYUTA Case